



「産業サイバーセキュリティセンター」の
中核人材育成プログラム[アドバンス①]の
設計、個人演習環境構築及び演習等実施業務
(OT 防御技術・ペネトレーション手法分野)」
に係る事前確認公募

公 募 要 領

2017年10月12日

独立行政法人 情報処理推進機構

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。）では、「「産業サイバーセキュリティセンター」の中核人材育成プログラム[アドバンス①]の設計、個人演習環境構築及び演習等実施業務（OT 防御技術・ペネトレーション手法分野）」について、下記の内容で事前確認公募を実施いたします。

事前確認公募の結果、応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、現在予定している者との契約手続に移行します。

なお、参加意思確認書等を受理した際は、契約予定者と当該応募者との間の競争手続きに移行します。応募者は、参加意思確認書等を提出した場合、辞退することはできません。

記

1. 契約の概要

(1) 名称

「産業サイバーセキュリティセンター」の中核人材育成プログラム[アドバンス①]の設計、個人演習環境構築及び演習等実施業務（OT 防御技術・ペネトレーション手法分野）」に係る事前確認公募

(2) 契約期間

契約締結日～2018年3月30日（金）

(3) 概要

「産業サイバーセキュリティセンター」の事業の一環として実施する中核人材育成プログラムにおいて、アドバンスコースのテクノロジー系カリキュラムの一つであるOT 防御技術・ペネトレーション手法分野における演習及び講習（以下「演習等」という。）の設計、個人演習環境構築及び実施を行う業務である。

具体的な業務の内容については、別紙「事業内容（仕様書）」参照のこと。

2. 応募要件

- (1) 応募者は、法人格を有していること。
- (2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 法人税、消費税及び地方消費税について、納付期限を過ぎた未納税額がないこと。
- (5) 平成28・29・30年度競争参加資格（全省庁統一資格）を有する者であること。資格を有しない場合は、登記簿謄本、営業経歴書及び財務諸表類を提出し、参加を認められた者であること。
- (6) 各省各庁及び政府関係法人等から取引停止又は指名停止等を受けていない者（理事長が特に認める場合を含む。）であること。
- (7) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (8) 暴力団排除に関する誓約事項（別記）について、誓約する者であること。
- (9) 守秘性に関する要件
本業務の履行に関して、秘匿性の高い情報を適切に管理できること。
- (10) 業務実施体制及びスキルに関する要件
別紙「事業内容（仕様書）」参照のこと。

3. 手続き等

(1) 担当部署

応募（提出）先及び問合せ先

独立行政法人情報処理推進機構

産業サイバーセキュリティセンター 担当：川又、武内

電話番号：03-5978-7554

E-mail：coe-kobo-j@ipa.go.jp

住所：〒113-6591 文京区本駒込 2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス 18 階

※ 応募に関する問合せの受付は、E-mail のみとします。

※ 受付時間 10:00～17:00（12:30～13:30 は除く）月～金曜日（祝・休日を除く）

(2) 現行の講習等に係る資料の開示

業務への参加を希望する者が、IPAがこれまで実施してきている講習等（プライマリーコース、ベーシックコース）の内容や演習用模擬システムの構成内容等について資料の閲覧を希望する場合は、代表者印を押印した秘密保持誓約書（別掲を参照）を提出した上で、IPAが用意する閲覧場所において、IPA職員の立会の下に閲覧することができるので、事前に上記担当部署へ電子メールで申し込むこと。

なお、閲覧期間は2017年10月13日（金）から2017年10月19日（木）までの10時00分から17時00分（12時30分～13時30分の間は除く）までの間の2時間程度とする。2時間以上の閲覧が必要な場合やその他の資料の閲覧が必要な場合には、担当部署へ電子メールで依頼内容を申し込むこと。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

「1. 契約の概要」及び別紙「事業内容（仕様書）」に記載の業務の提供が可能であり、かつ「2. 応募要件」に記載の要件を満たし、業務への参加を希望する場合、参加意思確認書等（下記提出書類一式）を提出していただくこととなります。

なお、要件を満たしていない参加意思確認書等は受領できませんので、提出前に電話、E-mail又は直接訪問にて上記(1)担当部署に要件を満たしていることの確認を必ず行ってください。

期限：2017年10月23日（月）12時00分

場所：「3. 手続き等」(1)に同じ

方法：持参、郵送（書留郵便に限る。）

【提出書類】

- ① 参加意思確認書（様式 1）
- ② 「1. 契約の概要」及び別紙「事業内容（仕様書）」に記載の業務の提供が可能であり、かつ「2. 応募要件」に記載の要件を満たすことが可能であることを証する書面（様式自由）
- ③ 最新の納税証明書（その3 の3・「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用）の原本又は写し
- ④ 平成28・29・30年度競争参加資格（全省庁統一資格）における資格審査結果通知書の写し

【上記の資格を有しない場合】

登記簿謄本（商業登記法第6条第5号から第9号までに掲げる株式会社登記簿等の謄本）、営業経歴書（会社の沿革、組織図、従業員数等の概要、営業品目、営業実績及び営業所の所在状況を含んだ書類）及び財務諸表類（直前2年間の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）の原本又は写し

- ⑤ 委任状（必要な場合）
- ⑥ 会社概要（様式 2）

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 競争手続きに移行した場合、その旨後日通知する。
- (3) 参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 契約結果等、契約に係る情報については、当機構のウェブサイトにて公表^(注)するものとする。
- (5) 契約条項については、(参考) 契約書(案)を参照のこと。なお、契約条項については契約締結時に調整する場合がある。

(注)独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）に基づく契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することとします。所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
- ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

(5) 実施時期

平成23年7月1日以降の一般競争入札・企画競争・公募公告に係る契約及び平成23年7月1日以降に契約を締結した随意契約について適用します。

なお、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

(別記)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記の「契約の相手方として不適当な者」のいずれにも該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

上記事項について、参加意思確認書の提出をもって誓約します。

【様式1】

年 月 日

参加意思確認書

独立行政法人情報処理推進機構
理事長 富田 達夫 殿

提出者 〒

住所

団体名

代表者役職氏名

印

担当者所属役職氏名

連絡先 メールアドレス

TEL

FAX

「産業サイバーセキュリティセンター」の中核人材育成プログラム[アドバンス①]の設計、個人演習環境構築及び演習等実施業務（OT防御技術・ペネトレーション手法分野）」に係る事前確認公募において、応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

記

1 会社概要

※会社概要について記載すること(パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付すること)
サイズ:A4縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

2 応募要件

※応募要件を満たしている状況等について記載すること
サイズ:A4縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

会社概要 (1/2)

| | | | | | |
|------------------------------|-----|-----|------------|---------|--------|
| 会社名 | | | | | |
| 代表者氏名 | | URL | | | |
| 本社住所 | 〒 | | | | |
| 設立年月 | 西暦 | 年 | 月 | 主取引銀行 | |
| 資本金 | 百万円 | | 資本系列 | | |
| 従業員数 | 人 | | 加盟協会 | | |
| 会社の沿革： | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 主要役員 (非常勤は役職 の前に○印を記す) | 氏名 | 年齢 | 役職名 | 担当部門 | 学歴・略歴 |
| | | 才 | | | |
| | | 才 | | | |
| | | 才 | | | |
| | | 才 | | | |
| | | 才 | | | |
| 主要株主 | 株主名 | | 持株数 | 構成比 (%) | 貴社との関係 |
| | | | | % | |
| | | | | % | |
| | | | | % | |
| | | | | % | |
| | | | | % | |
| 関連企業 | | | 主要外注先又は仕入先 | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

会社概要 (2/2)

| | | | | |
|------------------------|----------------|-------------------|-------------------|--------------------|
| 会社概要に関する担当者連絡先 | 所在地 〒 | | | |
| | 所属・氏名 | TEL : | | |
| | | FAX : | | |
| | | E-mail : | | |
| 業 績 | 期 項目 | 前々期 (確定) / ~ / | 前 期 (確定) / ~ / | 今 期 (見込み) / ~ / |
| | 売上高 | 百万円 | 百万円 | 百万円 |
| | 営業利益 | 百万円 | 百万円 | 百万円 |
| | 経常利益 | 百万円 | 百万円 | 百万円 |
| | 資本勘定 | 百万円 | 百万円 | 百万円 |
| | 当期未処分利益 | 百万円 | 百万円 | 百万円 |
| | 借入残高 (社債、割手含む) | 百万円 | 百万円 | 百万円 |
| | 定期預金残高 | 百万円 | 百万円 | 百万円 |
| 主要取引先とその売上高 | 主要取引先 | | 直近決算時点における売上高 | |
| | | | 百万円 | |
| | | | 百万円 | |
| | | | 百万円 | |
| | | | 百万円 | |
| | | | 百万円 | |
| | | | 百万円 | |
| | | | 百万円 | |
| | | | 百万円 | |
| 借入金、社債等の元本返済・利払いの遅延の有無 | | 有・無 | 税金支払い遅滞の有無 | |
| | | | 有・無 | |

【別掲】
平成 29 年 月 日

独立行政法人情報処理推進機構
理事長 富田 達夫 殿

秘密保持誓約書

当社は、「産業サイバーセキュリティセンター」の中核人材育成プログラム[アドバンス①]の設計、個人演習環境構築及び演習等実施業務（OT 防御技術・ペネトレーション手法分野）」に関する手続において、貴機構から閲覧を許可された情報のうち、公知の情報以外（以下「秘密情報」という。）の取扱いに関しては、下記の事項を厳守することを、ここに誓約致します。

記

1. 秘密情報を本入札に係る役職員以外の者に対して開示又は漏洩致しません。
2. 秘密情報は本入札のためのみに利用致します。
3. 当社が秘密情報を外部に開示又は漏洩したことにより、貴機構が損害を被った場合には、損害賠償等について真摯に対応致します。

以上

（住所）
（会社名）
（代表者名）

印

事業内容（仕様書）

1. 件名

「産業サイバーセキュリティセンター¹」の中核人材育成プログラム[アドバンス①コース]の設計、個人演習環境構築及び演習等実施業務（OT²防御技術・ペネトレーション手法³分野）」

2. 背景とプログラム説明

2.1. 背景・目的

独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。）では、2017年4月に「産業サイバーセキュリティセンター」を設立し、サイバーセキュリティの最新の技術・ノウハウを学ぶ座学および実践的な模擬攻撃を通じた対策立案までを行い、効果的な防御戦略を構築できる人材を育成するとともに、他業界のサイバーセキュリティ責任者や専門家、海外との人脈を形成することにより、企業にて総合的なサイバーセキュリティ戦略立案の中核を担う人材を1年間を通して育成する中核人材育成プログラムを推進している。

2.2. 「中核人材育成プログラム」とは

「産業サイバーセキュリティセンター」において、12ヶ月間を通じてサイバーセキュリティの最新の技術・ノウハウ、対策立案までを座学や実践的な模擬攻撃を通じて学び、サイバーセキュリティの総合的な戦略立案及び効果的な防御戦略を構築できる人材を育成するものである。また、他業界のセキュリティ責任者や専門家、海外との連携を促進する場とする。

中核人材育成プログラムは、以下のコースから構成される。

- ・ 7月初旬～9月末の3ヶ月間でITセキュリティ基礎（情報システム基礎・情報システムセキュリティ基礎）とOTセキュリティ基礎（制御システム基礎・制御システムセキュリティ基礎・安全制御基礎）を学習するプライマリーコース
- ・ 10月初旬～翌年1月末の4ヶ月間で制御システムセキュリティ・ITセキュリティ・BCP等の考え方について、演習を通じて網羅的な知識を習得するベーシックコース
- ・ 2月初旬～4月末の3ヶ月間で実践的なトレーニング及び演習を実施し、更なる知見の向上・習得を目指すアドバンスコース
- ・ 5月初旬～6月末の2ヶ月間で、10ヶ月間に習得した知識や経験を活かし、個人及びグループで演習を企画立案して実施する卒業プロジェクト

<中核人材育成プログラム実施スケジュール>

| 2017年 | | | | | | 2018年 | | | | | |
|--------|----|----|-------|-----|-----|--------|----|----|--------|----------|----|
| 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 |
| プライマリー | | | ベーシック | | | アドバンス① | | | アドバンス② | 卒業プロジェクト | |

2.3. 本業務の概要

本業務は、中核人材育成プログラムのアドバンスコースのテクノロジー系カリキュラムの一つである「OT 防御技術・ペネトレーション手法」における演習及び講習（以下「演習等」という。）の設計、個人演習環境構築及び実施を行う。

ただし、本業務における演習等の実施にあたっては、スケジュールの都合上、2.2の表：「中核人材育成プログラム実施スケジュール」のアドバンス①で示した2018年2月初旬から3月末までを対象期間とする。

¹ 産業サイバーセキュリティセンター：<http://www.ipa.go.jp/icscoe/index.html>

² OT：Operational Technology（制御技術）

³ ペネトレーション手法：対象のシステムに対して技術的に侵入を試み、その脆弱性を検出する手法のこと

3. 演習等の概要

3.1. 演習等実施場所

東京都区内の IPA の指定する場所

3.2. 実施期間及び演習等時間

総計 75 名前後の受講生を各 25 名前後の 3 つのクラスに分け、2.2 の表：「中核人材育成プログラム実施スケジュール」のアドバンス①に示された期間である 2018 年 2 月初旬から 2018 年 3 月末までに、2 クラス分の演習等を 1 回ずつ実施する。

1 回の演習等は連続した 3-4 週間程度の期間にて、IPA が指定する 14 日の日程で実施する。(なお、残り 1 クラス分の演習等は別途契約にて、アドバンス②に示された期間で実施することを想定する。)

また、演習等時間は 9 : 30 ~ 17 : 00 までとし、昼休み休憩 (12:45 ~ 13:45) と授業間の休憩時間 (各 15 分) を除いた 1 日 6.0 時間 (1 コマ : 90 分 × 4 コマ) にて実施する。なお、実施内容が演習主体となるため、担当講師の裁量により各コマでの開始時間および終了時間の若干の前後は許容するものとする。

3.3. 受講対象者

社会インフラ及び産業基盤に関連する企業・機関に所属する人材を想定する。

また、受講生は以下に関する基礎知識を習得しているものとする。

- ・ 制御システムにおけるインシデント対応
- ・ インシデント発生を想定した BCP/BCM の企画立案
- ・ 制御システムの管理に必要な安全性や可用性
- ・ サイバー攻撃の脅威となる代表的攻撃パターンや解析手法
- ・ サイバー攻撃に対する有効な防御策の知識と実装技術

3.4. 演習等の内容

実施する演習等には以下の要素を取り込むこと。

- ・ ベーシックコースまでの講習等の内容を踏まえた演習等
- ・ 制御システム全般に存在するセキュリティリスクを理解するための演習等
- ・ 制御システム機器に固有に存在するセキュリティリスクを理解するための演習等
- ・ IPA が保有する演習用模擬システムおよび演習用に構築した環境を用いたペネトレーションテストもしくは防御技術演習等
- ・ セキュリティ課題を解決するための 5C モデル⁴を理解する演習等

3.5. 完了時の到達目標

卒業プロジェクトを実行するために必要となる能力・知識の習得について、受講生自らが目標を設定し、その能力・知識を身に着けることとする。設定する目標の一例を以下に示す。

- ・ 制御システム等に想定外の異常が発生した際に、自ら考え対処し、解決する能力を身に着ける
- ・ 制御システムへのサイバー攻撃に対して、以下何れかの手法により対処する能力を身に着ける
 - コンピュータプログラミング対策
 - フォレンジック解析
 - ネットワーク (セグメントセキュリティ) 対策
 - システム検知対策

4. 演習等の設計

4.1. 演習等実施計画書の作成

請負者は契約後 1 週間を目途に、次の事項を含む演習等実施計画書を作成して提出の上、IPA の承認を得ること。

⁴ 5C モデル : 3C モデルと呼ばれる自社 (corporation)、顧客 (customer)、競合相手 (competitor) の 3 つの視点で分析を行う方法に、顧客のお客さま (Customer's Customer) と顧客の競合相手 (Customer's Competitor) の視点を加えたモデル。

- ・ 予定する実施スケジュール
- ・ 予定する演習等の概要
(予定する演習等の名称・実施場所・実施形式および使用機材・教材の案、など)
- ・ 予定する講師の氏名・略歴等

4.2. 受講要領の作成

演習等実施計画書の承認後、請負者は速やかに受講要領を作成し、IPAに提出すること。受講要領には、演習等実施計画書の内容を踏まえ、演習等の概要や担当する講師名の他、前提とする知識や事前課題等を受講生が分かる形で記載すること。

4.3. 演習等の設計・準備

4.3.1. 演習等の要件

- ・ 5～6名程度のグループにて、5グループ構成で実施する演習等とすること
- ・ IPAが保有する演習用模擬システムおよび後述する個人演習環境を活用した演習等とすること
- ・ 実際に製品として販売されている機器類を利用して、受講生が属する業界に準ずる環境にて、制御システム機器に共通して存在するリスク／特定の制御システム機器にのみ存在するリスクを学習することができる演習等とすること
- ・ 受講生がハンズオンにて制御システムにおけるサイバー攻撃からの防御やペネトレーションテストに関して実践的な経験を得ることができる演習等とすること
- ・ ペネトレーションテストの手法に関しては、プログラム等による攻撃ツール等を用いた複数の攻撃方法を行う演習等とすること。なお、演習に使用する攻撃ツールプログラム等は、IPAが保有する演習用模擬システムや個人演習環境の環境変化に柔軟に対応できるプログラム等にて演習等を行うこと
- ・ 受講生自らが課題を検討し、確認・考察し、対処する演習等を含めること

4.3.2. 演習等のシラバス、時間割、体制図の作成

4.3.1.の要件を満たす演習等のシラバス、時間割および実施体制の案を作成し、2017年11月30日(木)までにIPAに提出の上、IPAまたはIPAが指定する第三者の承認を得ること。なお、各作成物における記載内容は以下のとおり。

<シラバス>

- ・ 演習等の名称
- ・ 担当する講師名
- ・ 演習等の実施場所
- ・ 演習等の対象となる時間
- ・ 演習等の概要
- ・ 前提とする知識
- ・ 演習等の実施内容
- ・ 参考文献、など

<時間割>

- ・ 1日4コマとして割り振った各演習等名称
- ・ 演習等に対応する担当講師名
- ・ 演習等に対応する実施場所、など

<体制図>

- ・ 業務推進責任者の氏名と連絡先
- ・ IPA窓口担当者の氏名と連絡先
- ・ 関係者の構成図、など

4.4. 映像教材の作成

4.4.1. 映像教材のシナリオ作成

映像教材は、4.1. 演習等実施計画書や以下に留意して設計すること

- ・ 映像教材は以下の5つの演習用模擬システムについて作成すること
 - 鉄鋼圧延システム
 - 機械製造システム
 - 鉄道運行管理システム
 - スマートグリッド・発電システム

- 施設管理システム
- ・ 映像教材は1つ5～10分程度の構成とすること
- ・ 映像教材は映像と音声説明により演習用模擬システムの機能や制御構造、主な操作方法などが明確かつ効果的に理解できる内容とし、多岐にわたる演習用模擬システムの全容を短時間で理解するための一助となる構成とすること
- ・ 映像教材にて専門用語を用いる場合、補足説明を加えるなどフォローすること
- ・ 各映像教材の制作開始前には必ず映像教材のシナリオを作成して提出の上、IPAの承認を得ること。なお、映像教材のシナリオの記載内容は以下のとおり。
 - 演習用模擬システムの名称
 - 時間配分
 - 音声説明のテキスト
 - 映像のイメージ、など

4.4.2. 映像教材の作成

- ・ 4.4.1で作成したシナリオに準じて映像教材を作成すること
- ・ 映像教材を2018年3月9日(金)までに提出の上、IPAの承認を得ること。なお、映像教材の作成に当たっては、適時IPAに確認をしながら行うこと
- ・ 4.4.1で作成したシナリオおよび映像教材は、最終的に映像教材シナリオおよび演習用模擬システム教育用映像教材としてまとめ、納入物件として納入すること

5. 個人演習環境の構築

5.1. 構築する個人演習環境の要件

5.1.1. 個人演習環境部

- ・ 構築する個人演習環境部には以下の機能・機器類が備わっていること
 - 産業用スイッチなどのネットワーク系機器類
 - PLC⁵などのコントローラ系機器類
 - HMI⁶などの操作機能
 - 演習環境を測定・分析する機器類
 - 制御システムと接続するITインフラ環境を構成する機器類
 - ペネトレーションテストを実施する機器類
- ・ 個人演習環境部は、産業用スイッチなどのネットワーク系機器類、PLCなどのコントローラ系機器類が各3台接続できる構成とすること
- ・ 準備する数量は、受講生と講師を合わせた最大33名が同時に演習実施可能となる数量とすること
- ・ 個人演習環境部では、産業用スイッチなどのネットワーク系機器類、PLCなどのコントローラ系機器類および制御システムと接続するITインフラ環境を構成する機器類は、一般企業における制御システムで汎用的に使用されており、かつ製造元や機能・型番が異なる3種類以上の機器類を準備すること
- ・ 侵入防止システムについて、様々な反応を確認する演習とするため、5種類を準備すること。なお、準備する数量は5種類で計33台以上とし、全5グループに対して各1種類1台以上とすること
- ・ 準備する機器類には市場占有率上位の機器類を含めること
- ・ 準備する数量については、演習を実施するのに必要十分であり、且つ経済的合理性を考慮した数量とすること

5.1.2. エクステンション部

- ・ 電力、ガス、鉄道、航空、石油、化学といった重要インフラ分野などに存在する業界特有のプロトコルにも対応できる個人演習環境とするため、個人演習環境部と組み替えることができる産業用スイッチなどのネットワーク系機器類とPLCなどのコントローラ系機器類を準備すること
- ・ 準備する数量は全5グループに対して各1台以上、講師用としても各1台以上と

⁵ PLC : Programmable Logic Controller の略

⁶ HMI : Human Machine Interface の略

した数量とすること

- ・ 準備する機器類には市場占有率上位の機器類を含めること
- ・ 準備する数量については、演習を実施するに必要十分であり、且つ経済的合理性を考慮した数量とすること

5.1.3. その他

- ・ 準備する機器には機器類を互いに接続するケーブル類、機器類を納めるケースやラック類、演習に用いる工具類、その他サプライ品を含め準備すること
- ・ 準備する数量は、受講生と講師を合わせた最大 33 名が同時に演習等を実施するに必要十分であり、且つ経済的合理性を考慮した数量とすること

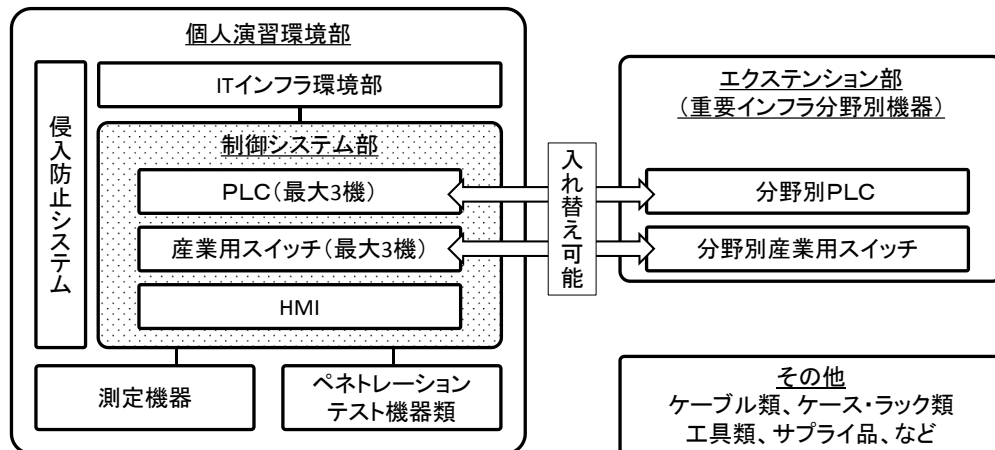


図1. 1名分の個人演習環境構築イメージ

5.2. 構築内容

5.2.1. 要件定義

- ・ 5.1. に示した個人演習環境の要件を満たし、4.3. にて作成した演習等のシラバスに準拠した環境の構築に係る要件を定義すること
- ・ 要件定義を行った内容は2017年12月15日(金)までに提出の上、IPAの承認を得ること
- ・ 本要件定義は最終的に要件定義書としてまとめ、納入物件として納入すること

5.2.2. 環境設計

- ・ 5.2.1. にて定義した要件に沿って、個人演習環境を設計すること
- ・ 環境の設計には準備する機器類のリスト化も含むこと。なお、作成するリストには以下の項目を記載すること
 - 機器分類
 - メーカー名称
 - 製品名(型番)
 - 購入個数/台数
 - 搬入予定日、など
- ・ 環境設計を行った内容は2017年12月22日(金)までに提出の上、IPAの承認を得ること
- ・ 本環境設計は最終的に環境設計書としてまとめ、納入物件として納入すること

5.2.3. 環境構築

- ・ 5.2.2. にて実施した個人演習環境の設計に基づき、演習開始までに機器類の準備と、準備した機器類のセットアップを行うこと
- ・ 構築した個人演習環境の基本動作確認を行うこと

5.2.4. 運用

- ・ 構築した個人演習環境の電源のON/OFFや配線、特殊機器類の取り扱い、などの運用手順を整理すること
- ・ 整理した運用手順は、2017年3月16日(金)までに提出の上、IPAの承認を得ること

と

- ・ 整理した運用手順は、最終的に運用手順書としてまとめ、納入物件として納入すること

6. 演習等の実施

6.1. 演習等の実施内容

- ・ 4.にて設計した演習等の実施
- ・ 演習等の実施にて受講生から挙げた質疑への対応
- ・ 事前に設定した到達目標に対する達成度評価の実施および報告
- ・ 到達目標に対して達成度が低い受講生に対するフォロー
- ・ 実施した演習等の内容に関する報告
- ・ 演習等の実施を通じて得た改善案等に関する報告

6.2. 実施報告書の作成業務

請負者は、演習等終了後に「OT 防御技術・ペネトレーション手法分野のアドバンス①における中核人材育成プログラム実施報告書」を2018年3月30日（金）までに納入すること。また、同報告書は次の事項を含むこと。

- ・ 演習等全体の実施結果まとめ（演習等実施計画書、受講要領、シラバス、時間割、体制図、実施した演習等の内容が分かる資料、各演習等で受講生から出た主な質問、など）
- ・ 受講生の達成度評価の結果
- ・ 演習等の実施にて感じた問題点およびその改善案、など

7. 実施体制に関する要件

本業務を実施するにあたっては、次の実績及び要件を満たすこと。

7.1. 法人としての要件

- ・ 業務の役割を定めた実働可能な人数が確保できること
- ・ 組織として適切な管理・バックアップ体制が整えられること
- ・ 演習用模擬システム等を活用したサイバーセキュリティ演習を提供した実績があること
- ・ 簡易模擬プラントの設計及び構築を行った実績があること
- ・ 重要インフラ事業者向けにファジングツールなどの検査用ソフトウェアの開発を行い納入した実績があること
- ・ 産業系システムに関するシステムインテグレーションや保守の能力を有し、演習実施前後の演習用模擬システム等の設定やメンテナンスが可能であること

7.2. 講師としての要件

- ・ 制御システム・制御セキュリティ領域における防御技術やペネトレーション手法等に関する知識を有し、演習用模擬システムを活用した演習等の講師経験があること
- ・ 制御システムに対する高度なペネトレーション手法、SIEM や計測機器を活用した実践的なフォレンジック技術について最先端の知見を有し、それら手法を用いた演習等の講師経験があること
- ・ 情報システムと制御システムが接続された近代的な産業系システムを対象とした最新のサイバーセキュリティ動向に関する知識を有していること
- ・ 電力・鉄道・ビルなど重要インフラの各分野のシステムに固有な制御プロトコルに関する網羅的な知識を有していること
- ・ 産業系システムを題材としたサイバーセキュリティ研修を、重要インフラ企業の従業員に対して提供した実績を持つこと（年間100名程度）
- ・ 新規制御システムに対するペネトレーションテストの実施、状況の分析、防御技術の考案といった作業の経験を有すること
- ・ 非IP環境でのペネトレーションテストに関する講習等の講師経験があること

8. セキュリティ要件

以下のセキュリティ要件を遵守すること。

- (1) 本業務のために IPA から提供される情報については、本業務の目的以外に利用しないこと。なお、本項の規定は本業務が完了し、又は本契約が解除その他の理由により終了した後であっても、その効力を有するものとする。
- (2) 本業務における作業の一切（IPA より開示された資料や情報を含む。）について、秘密の保持に留意し、漏えい防止の責任を負うこと。
- (3) 情報セキュリティを確保するための体制を定め、IPA 担当者に報告すること。
- (4) 本業務の遂行において情報セキュリティが侵害され、又はそのおそれがある場合には、速やかに必要な措置を講ずるとともに、IPA に報告すること。また、IPA の指示があったときには、その指示に従うものとする。
- (5) IPA から情報セキュリティ対策の履行状況の確認を求められた場合には、速やかに状況等を報告すること。また、IPA は、必要があると認められるときは、情報セキュリティ対策の実施状況を確認するための調査をする場合がある。
- (6) 本業務の一部を第三者に再請負する場合には、第三者に請け負わせることにより生ずる脅威に対して本要件に基づく情報セキュリティ対策が十分に確保される措置を講じること。
- (7) 本業務完了または契約解除等により、IPA が提供した紙媒体及び電子媒体（これらの複製を含む。）が不要になった場合には、速やかに IPA に返却又は破砕、溶解及び焼却等の方法により情報を復元困難かつ判読不能な方法で廃棄若しくは消去し、書面をもって IPA に報告すること。ただし、IPA が別段の指示をしたときは、その指示に従うものとする。
- (8) IPA が貸出した資料等については、十分な注意を払い、紛失又は滅失しないよう万全の措置をとること。
- (9) 本業務に従事する者を限定すること。また、資本関係・役員の情報、本業務の実施場所、本業務の全ての従事者の所属、専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）、実績及び国籍に関する情報を担当職員に提示すること。なお、本業務の実施期間中に従事者を変更等する場合は、事前にこれらの情報を担当職員に再提示すること。
- (10) 本業務において記憶装置を有する機器等を保守などの理由により外部に持ち出す場合には、記憶装置のデータを抹消すること。

なお、セキュリティパッチ等のテスト及びシステムへの組み込みについて、脆弱性情報のチェックの実施と脆弱性が発見されたときの対応要否の判断は IPA と協議する。

9. 留意事項

- ・ 講師の旅費及び必要な機材の運搬費は請負者が負担するものとする。
- ・ 請負者は、演習等で使用する教材を請負者の責任において本業務内で準備するものとする。
- ・ 受講生が演習等で使用するパソコン、インターネットアクセス回線及びマイク・プロジェクター等設備は IPA で用意する。それ以外の機材については、請負者の費用負担で行うものとする。また、演習等を行う前に必要な事前セッティングは請負者の費用負担で行うものとする。
- ・ 請負者は、本業務で使用する資料及び教材等に関し、国内外の第三者が保有する知的財産権（著作権を含む）を侵害しないことを保証するものとする。また、権利侵害の紛争が生じた場合（私的交渉、仲裁を含み、法的訴訟に限らない。）、請負者の費用と責任負担において、その紛争を処理解決するものとし、IPA に対し一切の負担及び損害を被らせないものとする。
- ・ 演習環境として構築した機器類一式は、業務の完了日をもってその所有権を IPA に移転するものとする。
- ・ マニュアル等がある機器類についてはそれぞれ一式ずつ用意し、保証書、ライセンス証類は分類・整理して提出すること。
- ・ 定期的に IPA との進捗状況報告ミーティングを実施して、発生する課題・リスクの整理やそれらの解決を図るものとする。日程および進捗確認方法は IPA と事前に協議する。

- ・ 本仕様書に記載されていない事項や不明な点がある場合には、IPA と協議する。

10. 納入物件関連事項

以下の納入期限までに納入物件を納入すること。

10.1. 納入

- ・ 納入期限：
2018年3月30日（金）
- ・ 納入物件
 - ① 映像教材シナリオおよび演習用模擬システムの教育用映像教材
 - ② 演習環境の要件定義書
 - ③ 演習環境の環境設計書
 - ④ 演習環境の運用手順書
 - ⑤ OT 防御技術・ペネトレーション手法分野のアドバンス①における中核人材育成プログラムの実施報告書（演習等実施計画書、受講要領、シラバス、時間割、体制図等を含む。）
 - ⑥ 個人演習環境として構築した機器類一式

なお、①から⑤については、それらの電子データを収めた電子記録媒体（CD-R 又は DVD-R）を納入することとし、①の「演習用模擬システムの教育用映像教材」を除き、検収用として、それぞれ紙媒体1部を提出すること。

- ・ 納入場所
〒113-6591
東京都文京区本駒込 2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス 18F
独立行政法人情報処理推進機構 産業サイバーセキュリティセンター 又は
東京都区内の IPA の指定する場所

11. 検収条件

本仕様書の要件を満たした上で本仕様に定めるすべての業務が実施され、かつ納入物件に不足・不備がないこと。

以上

契 約 書

独立行政法人情報処理推進機構（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次の条項により「産業サイバーセキュリティセンター」の中核人材育成プログラム[アドバンス①]の設計、**個人演習環境構築及び演習等実施業務**（OT 防御技術・ペネトレーション手法分野）」に関する請負契約を締結する。

（契約の目的）

第 1 条 乙は、別紙の仕様書及び提案書に基づく業務（以下「請負業務」という。）を本契約に従って誠実に実施し、甲は乙にその対価を支払うものとする。

（再請負の制限）

- 第 2 条 乙は、請負業務の全部を第三者に請負わせてはならない。
- 2 乙は、請負業務の一部を第三者（以下「再請負先」という。）に請負わせようとするときは、事前に再請負先、再請負の対価、再請負作業内容その他甲所定の事項を、書面により甲に届け出なければならない。
- 3 前項に基づき、乙が請負業務の一部を再請負先に請負させた場合においても、甲は、再請負先の行為を全て乙の行為とみなし、乙に対し本契約上の責任を問うことができる。

（責任者の選任）

- 第 3 条 乙は、請負業務を実施するにあたって、責任者（乙の正規従業員に限る。）を選任して甲に届け出る。
- 2 責任者は、請負業務の進捗状況を常に把握するとともに、各進捗状況について甲の随時の照会に応じるとともに定期的または必要に応じてこれを甲に報告するものとする。
- 3 乙は、第 1 項により選任された責任者に変更がある場合は、直ちに甲に届け出る。

（納入物件及び納入期限）

第 4 条 納入物件、納入期限及びその他納入に関する事項については、別紙仕様書のとおりとする。

（契約金額）

第 5 条 甲が本契約の対価として乙に支払うべき契約金額は、金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税〇, 〇〇〇, 〇〇〇円）とする。

（権利義務の譲渡）

第 6 条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（実地調査）

- 第 7 条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、自ら又はその指名する第三者をして、請負業務の実施状況等について、報告又は資料を求め、若しくは事業所に臨んで実地に調査を行うことができる。
- 2 前項において、甲は乙に意見を述べ、補足資料の提出を求めることができる。

（検査）

第 8 条 甲は、第 4 条の規定により納入物件の納入を受けた日から 30 日以内に、当該納入物件について別紙仕様書に基づき検査を行い、同仕様書に定める基準に適合しない事実を発見

したときは、当該事実の概要を書面によって直ちに乙に通知する。

- 2 前項所定の期間内に同項所定の通知が無いときは、当該期間満了日をもって当該納入物件は同項所定の検査に合格したものとみなす。
- 3 請負業務は、当該納入物件が本条による検査に合格した日をもって完了とする。この場合、甲は、完了を確認するために請負業務の完了通知書を乙に交付する。
- 4 第1項及び第2項の規定は、第1項所定の通知書に記載された指摘事実に対し、乙が適切な修正等を行い甲に再納入する場合に準用する。

(瑕疵の補修)

第9条 甲は、前条第3項の規定による請負業務の完了日から1箇年以内に納入物件に瑕疵その他の不具合（以下「瑕疵等」という。）があることを発見したときは、乙に対して相当の期限を定めて、その瑕疵等は無償で補修させることができる。

(対価の支払及び遅延利息)

第10条 甲は、第8条第3項の規定による請負業務の完了後、乙から適法な支払請求書を受理した日の属する月の翌月末日までに契約金額を支払う。

- 2 甲が前項の期日までに対価を支払わない場合は、その遅延期間における当該未払金額に対して、財務大臣が決定する率(政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率(昭和24年12月12日大蔵省告示第991号))によって、遅延利息を支払うものとする。

(遅延損害金)

第11条 天災地変その他乙の責に帰すことができない事由による場合を除き、乙が納入期限までに納入物件の納入が終らないときは、甲は遅延損害金として、延滞日数1日につき契約金額の1,000分の1に相当する額を徴収することができる。

- 2 前項の規定は、納入遅延となった後に本契約が解除された場合であっても、解除の日までの日数に対して適用するものとする。

(契約の変更)

第12条 甲及び乙は、本契約の締結後、次の各号に掲げる事由が生じた場合は、甲乙合意のうえ本契約を変更することができる。ただし、次条による解除権の行使は妨げないものとする。

- 一 仕様書その他契約条件の変更。
- 二 天災地変、著しい経済情勢の変動、不可抗力その他やむを得ない事由に基づく諸条件の変更。
- 三 税法その他法令の制定又は改廃。
- 四 価格に影響のある技術変更提案の実施。

(契約の解除等)

第13条 甲は、次の各号の一に該当するときは、乙に対する通知をもって、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 乙が本契約条項に違反したとき。
 - 二 乙が天災地変その他不可抗力の原因によらないで、納入期限までに本契約の全部又は一部を履行しないか、又は納入期限までに完了する見込みがないとき。
 - 三 乙が甲の指示に従わないとき、その職務執行を妨げたとき、又は談合その他不正な行為があったとき。
 - 四 乙が破産宣告を受け、その他これに類する手続が開始したこと、資産及び信用の状態が著しく低下したと認められること等により、契約の目的を達することができないと認められるとき。
 - 五 天災地変その他乙の責に帰すことができない事由により、納入物件を納入する見込みがないと甲が認めたとき。
 - 六 乙が、甲が正当な理由と認める理由により、本契約の解除を申し出たとき。
- 2 乙は、甲がその責に帰すべき事由により、本契約上の義務に違反した場合は、相当の期間を定めて、その履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解

除することができる。

- 3 乙の本契約違反の程度が著しく、または乙に重大な背信的言動があった場合、甲は第1項にかかわらず、催告せずに直ちに本契約の全部又は一部を無償解除することができる。
- 4 甲は、第1項第1号乃至第4号又は前項の規定により本契約を解除する場合は、違約金として契約金額の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。）を乙に請求することができる。
- 5 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項所定の違約金の額を超える場合において、甲がその超える部分について乙に対し次条に規定する損害賠償を請求することを妨げない。

（損害賠償）

- 第14条 乙は、乙の責に帰すべき事由によって甲又は第三者に損害を与えたときは、その被った通常かつ直接の損害を賠償するものとする。ただし、乙の負う賠償額は、乙に故意又は重大な過失がある場合を除き、第5条所定の契約金額を超えないものとする。
- 2 第11条所定の遅延損害金の有無は、前項に基づく賠償額に影響を与えないものとする。

（違約金及び損害賠償金の遅延利息）

- 第15条 乙が、第13条第4項の違約金及び前条の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を支払わなければならない。

（秘密保持及び個人情報）

- 第16条 甲及び乙は、相互に本契約の履行過程において知り得た相手方の秘密を他に漏洩せず、また本契約の目的の範囲を超えて利用しない。ただし、甲が、法令等、官公署の要求、その他公益的見地に基づいて、必要最小限の範囲で開示する場合を除く。
- 2 個人情報に関する取扱いについては、別添「個人情報の取扱いに関する特則」のとおりとする。
 - 3 前各項の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

（納入物件の知的財産権）

- 第17条 納入物件に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）、本契約の履行過程で生じた発明（考案及び意匠の創作を含む。）及びノウハウを含む産業財産権（特許その他産業財産権を受ける権利を含む。）（以下「知的財産権」という。）は、乙又は国内外の第三者が従前から保有していた知的財産権を除き、第8条第3項の規定による請負業務完了の日をもって、乙から甲に自動的に移転するものとする。
- 2 納入物件に、乙又は第三者が従前から保有する知的財産権が含まれている場合は、前項に規定する移転の時に、乙は甲に対して非独占的な実施権、使用权、第三者に対する利用許諾権（再利用許諾権を含む。）、その他一切の利用を許諾したものとみなす。なお、その対価は契約金額に含まれるものとする。
 - 3 乙は、甲及び甲の許諾を受けた第三者に対し、納入物件に関する著作者人格権、及び納入物件に対する著作権法第28条の権利、その他“原作品の著作者／権利者”の地位に基づく権利主張は行わないものとする。

（知的財産権の紛争解決）

- 第18条 乙は、納入物件に関し、甲及び国内外の第三者が保有する知的財産権（公告、公開中のものを含む。）を侵害しないことを保証するとともに、侵害の恐れがある場合、又は甲からその恐れがある旨の通知を受けた場合には、当該知的財産権に関し、甲の要求する事項及びその他の必要な事項について調査を行い、これを甲に報告しなければならない。
- 2 乙は、前項の知的財産権に関して権利侵害の紛争が生じた場合（私的交渉、仲裁を含み、法的訴訟に限らない。）、その費用と責任負担において、その紛争を処理解決するものとし、甲に対し一切の負担及び損害を被らせないものとする。
 - 3 第9条の規定は、知的財産権に関する紛争には適用しない。また、前各号の規定は、本契

約終了後も有効に存続する。

(成果の公表等)

- 第 19 条 甲は、請負業務完了の日以後、本契約に係る成果を公表、公開及び出版（以下「公表等」という。）することができる。
- 2 甲は、前項の規定に関わらず、乙の書面による承認を得て、請負業務完了前に成果の公表等を行うことができる。
- 3 乙は、成果普及のために甲が成果報告書等を作成する場合には、甲に協力する。
- 4 乙は、甲の書面による承認を得た場合は、本契約に係る成果を公表等することができる。この場合、乙はその方法、権利関係等について事前に甲と協議してその了解を得なければならない。なお、甲の要請がある場合は、甲と共同して行う。
- 5 乙は、前項に従って公表等しようとする場合には、著作権表示その他法が定める権利表示と共に「独立行政法人情報処理推進機構が実施する事業の成果」である旨を表示しなければならない。
- 6 本条の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

(協議)

- 第 20 条 本契約に定める事項又は本契約に定めのない事項について生じた疑義については、甲乙協議し、誠意をもって解決する。

(その他)

- 第 21 条 本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を唯一の合意管轄裁判所とする。

特記事項

(談合等の不正行為による契約の解除)

- 第 1 条 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。
- 一 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のイからハまでのいずれかに該当することとなったとき
- イ 独占禁止法第 49 条に規定する排除措置命令が確定したとき
- ロ 独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する課徴金納付命令が確定したとき
- ハ 独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項又は第 21 項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき
- 二 本契約に関し、乙の独占禁止法第 89 条第 1 項又は第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき
- 三 本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は第 198 条に規定する刑が確定したとき

(談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出)

- 第 2 条 乙は、前条第 1 号イからハまでのいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。
- 一 独占禁止法第 61 条第 1 項の排除措置命令書
- 二 独占禁止法第 62 条第 1 項の課徴金納付命令書
- 三 独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項又は第 21 項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

(談合等の不正行為による損害の賠償)

- 第 3 条 乙が、本契約に関し、第 1 条の各号のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）

の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 3 第1項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 5 乙が、第1項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（暴力団関与の属性要件に基づく契約解除）

第4条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（再請負契約等に関する契約解除）

第5条 乙は、本契約に関する再請負先等（再請負先（下請が数次にわたるときは、すべての再請負先を含む。）並びに自己、再請負先が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）が解除対象者（前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該再請負先等との契約を解除し、又は再請負先等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再請負先等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負先等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負先等との契約を解除せず、若しくは再請負先等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第6条 甲は、第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
- 3 乙が、本契約に関し、前項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）

を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 4 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 5 第2項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 6 第3項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 7 乙が、第3項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（不当介入に関する通報・報告）

- 第7条 乙は、本契約に関して、自ら又は再請負先等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負先等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、双方記名押印の上、甲、乙それぞれ 1 通を保有する。

20〇〇年〇月〇日

甲 東京都文京区本駒込二丁目 28 番 8 号
独立行政法人情報処理推進機構
理事長 〇〇 〇〇

乙 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇〇号
株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

個人情報の取扱いに関する特則

(定義)

第1条 本特則において、「個人情報」とは、請負業務に関する情報のうち、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる記述、個人別に付された番号、記号その他の符号又は画像もしくは音声により当該個人を識別することのできるもの(当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。)をいい、秘密であるか否かを問わない。以下各条において、「当該個人」を「情報主体」という。

(責任者の選任)

第2条 乙は、個人情報を取扱う場合において、個人情報の責任者を選任して甲に届け出る。
2 乙は、第1項により選任された責任者に変更がある場合は、直ちに甲に届け出る。

(個人情報の収集)

第3条 乙は、請負業務遂行のため自ら個人情報を収集するときは、「個人情報の保護に関する法律」その他の法令に従い、適切且つ公正な手段により収集するものとする。

(開示・提供の禁止)

第4条 乙は、個人情報の開示・提供の防止に必要な措置を講じるとともに、甲の事前の書面による承諾なしに、第三者(情報主体を含む)に開示又は提供してはならない。但し、法令又は強制力ある官署の命令に従う場合を除く。
2 乙は、請負業務に従事する従業員以外の者に、個人情報を取り扱わせてはならない。
3 乙は、請負業務に従事する従業員のうち個人情報を取り扱う従業員に対し、その在職中及びその退職後においても個人情報を他人に開示・提供しない旨の誓約書を提出させるとともに、随時の研修・注意喚起等を実施してこれを厳正に遵守させるものとする。

(目的外使用の禁止)

第5条 乙は、個人情報を請負業務遂行以外のいかなる目的にも使用してはならない。

(複写等の制限)

第6条 乙は、甲の事前の書面による承諾を得ることなしに、個人情報を複写又は複製してはならない。但し、請負業務遂行上必要最小限の範囲で行う複写又は複製については、この限りではない。

(個人情報の管理)

第7条 乙は、個人情報を取り扱うにあたり、本特則第4条所定の防止措置に加えて、個人情報に対する不正アクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等のリスクに対し、合理的な安全対策を講じなければならない。
2 乙は、前項に従って講じた措置を、遅滞なく甲に書面で報告するものとする。これを変更した場合も同様とする。
3 甲は、乙に事前に通知の上乙の事業所に立入り、乙における個人情報の管理状況を調査することができる。
4 前三項に関して甲が別途に管理方法を指示するときは、乙は、これに従わなければならない。
5 乙は、請負業務に関して保管する個人情報(甲から預託を受け、或いは乙自ら収集したものを含む)について甲から開示・提供を求められ、訂正・追加・削除を求められ、或いは請負業務への利用の停止を求められた場合、直ちに且つ無償で、これに従わなければならない。

(返還等)

第8条 乙は、甲から要請があつたとき、又は請負業務が終了(本契約解除の場合を含む)し

たときは、個人情報が含まれるすべての物件（これを複写、複製したものを含む。）を直ちに甲に返還し、又は引き渡すとともに、乙のコンピュータ等に登録された個人情報のデータを消去して復元不可能な状態とし、その旨を甲に報告しなければならない。但し、甲から別途に指示があるときは、これに従うものとする。

- 2 乙は、甲の指示により個人情報が含まれる物件を廃棄するときは、個人情報が判別できないよう必要な処置を施した上で廃棄しなければならない。

（記録）

第9条 乙は、個人情報の受領、管理、使用、訂正、追加、削除、開示、提供、複製、返還、消去及び廃棄についての記録を作成し、甲から要求があった場合は、当該記録を提出し、必要な報告を行うものとする。

- 2 乙は、前項の記録を請負業務の終了後5年間保存しなければならない。

（再請負）

第10条 乙が甲の承諾を得て請負業務を第三者に再請負する場合は、十分な個人情報の保護水準を満たす再請負先を選定するとともに、当該再請負先との間で個人情報保護の観点から見て本特則と同等以上の内容の契約を締結しなければならない。この場合、乙は、甲から要求を受けたときは、当該契約書面の写しを甲に提出しなければならない。

- 2 前項の場合といえども、再請負先の行為を乙の行為とみなし、乙は、本特則に基づき乙が負担する義務を免れない。

（事故）

第11条 乙において個人情報に対する不正アクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の事故が発生したときは、当該事故の発生原因の如何にかかわらず、乙は、ただちにその旨を甲に報告し、甲の指示に従って、当該事故の拡大防止や収拾・解決のために直ちに応急措置を講じるものとする。なお、当該措置を講じた後ただちに当該事故及び応急措置の報告並びに事故再発防止策を書面により甲に提示しなければならない。

- 2 前項の事故が乙の本特則の違反に起因する場合において、甲が情報主体又は甲の顧客等から損害賠償請求その他の請求を受けたときは、甲は、乙に対し、その解決のために要した費用（弁護士費用を含むがこれに限定されない）を求償することができる。なお、当該求償権の行使は、甲の乙に対する損害賠償請求権の行使を妨げるものではない。
- 3 第1項の事故が乙の本特則の違反に起因する場合は、本契約が解除される場合を除き、乙は、前二項のほか、当該事故の善後策として必要な措置について、甲の別途の指示に従うものとする。

以上